

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第11条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和6年3月21日

帯広市長 米沢 則寿

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

帯広市（帯広川西地区）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年3月21日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	45 経営体
個人	333 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

帯広川西地区においては、農地の安定的利用による農業経営の強化・発展に資することを目的として、所有権移転を中心とした担い手への農地集積を図っているところであるが、さらなる農地の集積・集約化を進めていくために、農地中間管理機構を活用した権利移動についても積極的に周知・活用を図っていくもの。

6 地域農業の将来のあり方

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持し、安全・安心・高品質な農畜産物の生産を継続していくとともに、地域の優位性を活かし、高付加価値化等の取組を推進することで、更なる地域農業の発展を目指す。